

個人事業者等に対する安全衛生対策について

第162回安全衛生分科会資料

個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会報告書の概要

< 論 点 >

論点1 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策①（個人事業者自身、注文者等による対策）

- 個人事業者等の業務上の災害の把握方法等
- 個人事業者自身による措置のあり方
- 注文者（発注者）による措置のあり方
- 発注者以外の災害リスクを生み出す者等による措置のあり方

論点2 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策②（事業者による対策）

- 危険有害な作業（機械等を使用する作業等）の一部を個人事業者に請け負わせるときは、労働者に対するものと同等の保護措置を事業者に求めることを検討

論点3 危険有害作業以外の個人事業者等対策（過重労働、メンタルヘルス、健康管理等）

- 個人事業者等の過重労働、メンタルヘルス事案の把握方法等
- 過重労働等の健康障害防止のための措置及びその実行性を確保するための仕組みのあり方 等

< 検 討 結 果 >

- 個人事業者等の業務上の災害に関する報告制度の創設
- 個人事業者等による措置
 - ・ 規格を具備しない機械等の使用禁止
 - ・ 危険有害作業における安全衛生教育の受講の義務付け 等
- 注文者（発注者）による措置
 - ・ 個人事業者等への注文時に安全衛生上配慮すべき措置内容の明確化
 - ・ 個人事業者等も含めた混在作業による災害防止対策の強化
- 発注者以外の災害リスクを生み出す者による措置
 - ・ リース機械等を貸与する者に対する災害防止措置の対象を個人事業者にも拡大 等

- 安衛法22条以外の危険防止措置関係規定について、事業者による「事故時等の退避」と「危険箇所等への立入禁止等」の措置対象に個人事業者等も追加（省令改正）
- 上記以外の「作業に必要な保護具の周知」や「作業方法の周知」等の措置については、個人事業者等による災害発生状況を踏まえ、必要性を精査した上で省令改正

- 個人事業者等による過重労働、メンタルヘルス事案の報告制度の創設
- 個人事業者等自身による、定期的な健康診断の受診やストレスチェックの実施、またその結果を踏まえた対応を勧奨等（ガイドライン・通達）
- 個人事業者等が過度な長時間就業とならないよう、発注者等による期日設定などに関する配慮等（ガイドライン・通達）

※ 共通事項として「個人事業者等」の支援策も検討

検討会の報告結果を踏まえた検討状況

		個人事業者等の 危険有害業務		個人事業者等の 危険有害業務以外の業務
		有害業務に伴う 健康障害の防止	危険の防止	過重労働、メンタルヘルス等の 健康管理対策
措置の 主体	事業者 ※ 事業者（労働者を使用する者）の事業場で行われる作業に伴うリスクへの対応	最高裁判決対応 【対応済】	論点2 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策②（事業者による対策） 【対応済】	論点3 危険有害作業以外の個人事業者等対策（過重労働、メンタルヘルス、健康管理等） 【対応済】
	個人事業者等	論点1 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策①（個人事業者自身、注文者等による対策） ● 個人事業者等の業務上の災害の把握方法等 ● 個人事業者自身による措置のあり方 ● 注文者（発注者）による措置のあり方 ● 発注者以外の災害リスクを生み出す者等による措置のあり方		
	注文者 ※ 注文者（仕事を他人に請け負わせる者）が注文した作業に伴うリスクへの対応			
	注文者以外の災害リスクを発生させる者（機械リース業者等）			

今後の検討の進め方

論点1 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策①（個人事業者自身、注文者等による対策）

- 個人事業者等の業務上の災害の把握方法等
- 個人事業者自身による措置のあり方
- 注文者（発注者）による措置のあり方
- 発注者以外の災害リスクを生み出す者等による措置のあり方

安衛法上どのように「個人事業者等」
を位置付けるのか

【総論①】

労働安全衛生法上の「個人事業者等」
の範囲

【総論②】

労働安全衛生法で「個人事業者等」を
保護し、又は規制するに当たっての考え方

措置主体に応じて具体的内容
を検討してはどうか

【各論①】

個人事業者等自身でコ
ントロール可能な災害リ
スクへの対策

【各論②】

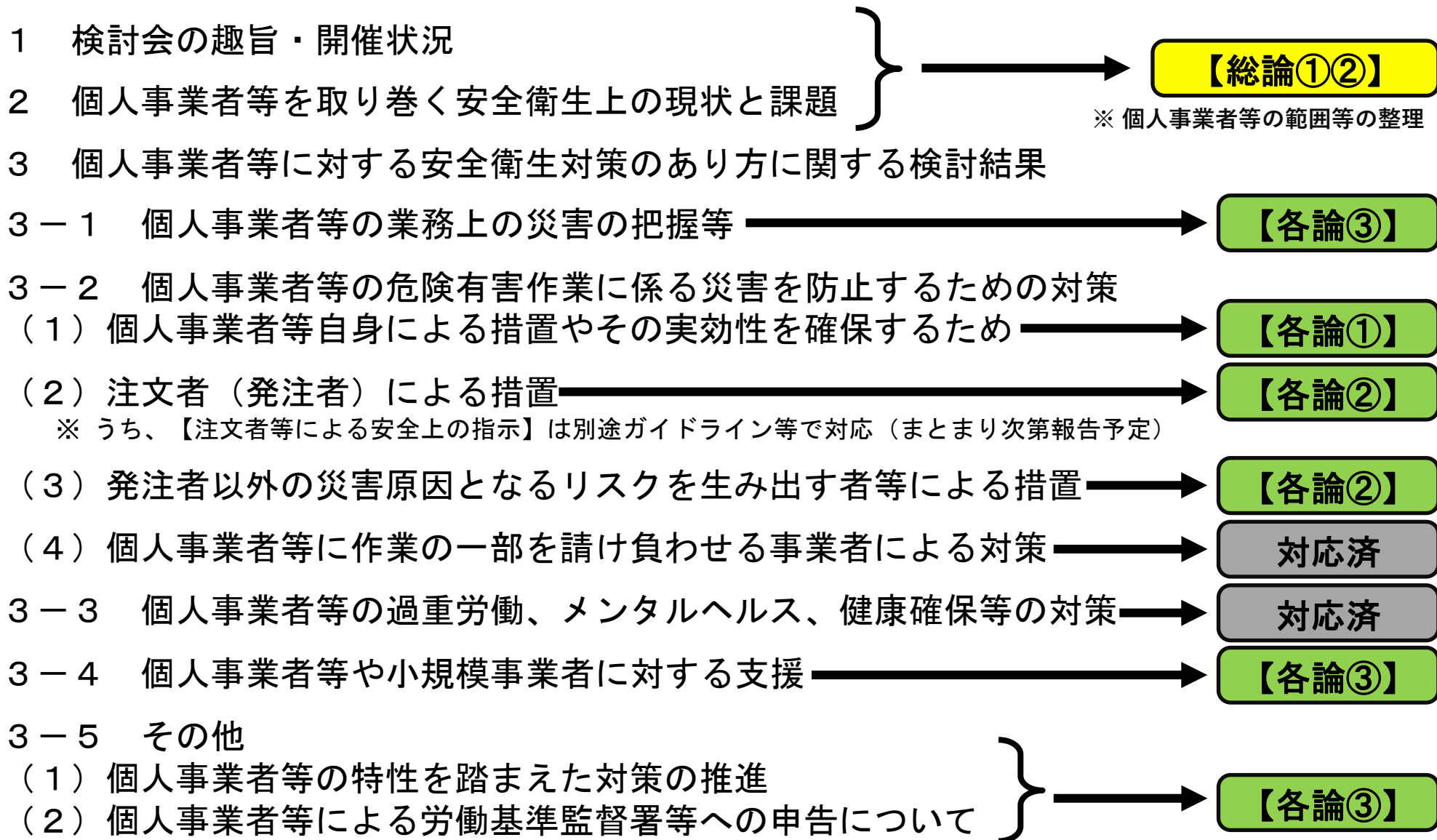
個人事業者等自身でコ
ントロール不可能な災害
リスクへの対策

【各論③】

その他（【各論①】、
【各論②】の実行性を高
めるための取組等）

検討会報告書の項目ごとの対応状況及び今後の検討予定

検討会報告書の項目



【総論①】 労働安全衛生法上の「個人事業者等」の範囲

《検討会における議論の前提》

- 個人事業者等についての業務上災害を網羅的に把握したデータはないが、①労災保険の特別加入者に関する認定状況、②労働基準監督署が把握した一人親方等による死亡災害の状況から、労働者以外の者も一定数被災していることが確認された。
- 被災者の中には、個人事業者のみならず、中小企業の事業主や役員も含まれており、災害発生時の作業態様を見ると、個人事業者と類似の作業を行っている際に被災している。
- 労働者と同じ場所で就業する者や、労働者とは異なる場所で就業する場合であっても、労働者が行うのと類似の作業を行う者については、労働者であるか否かにかかわらず、労働者と同じ安全衛生水準を享受すべきという基本的な考え方のもと、個人事業者に限定せず、個人事業者と同様の作業を行っている労働者以外の者も広く対象に含めて検討を実施。

《論点》

- 個人事業者をどのように定義すべきか。また、個人事業者以外にどの範囲まで対象に含めるべきか。

【総論②】 労働安全衛生法で「個人事業者等」を保護し、又は規制するに当たっての考え方

《検討会における議論の前提》

- 労働安全衛生法は、労働災害を防止するため、直接の雇用関係のみを前提とする規制以外にも幾つかの規制（統括管理、流通規制、機械等貸与者に対する規制等）を設けているが、労働者以外の者（個人事業者等）を普遍的に保護対象としているものではない。
- 建設アスベスト訴訟最高裁判決では、石綿の規制根拠である安衛法第22条は、労働者だけでなく同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がなされている。
- 労働者と同じ場所で就業する者や、労働者とは異なる所で就業する場合であっても、労働者が行うのと類似の作業を行う者については、労働者であるか否かにかかわらず、労働者と同じ安全衛生水準を享受すべきという基本的な考え方のもと、安衛法の既存の枠組みを活用し、その保護を図るべく関係者の役割を整理（安衛法の既存の枠組みで捉えきれない問題はガイドラインで対応）。

《論点》

- 労働安全衛生法上、個人事業者等自身に措置を求めることができるのは、どのような場合が考えられるか。
- 労働安全衛生法上、事業者や注文者、建築物や機械等の貸与者に個人事業者等の保護の観点から措置を求めることができるのは、どのような場合が考えられるか。
- 労働安全衛生法の既存の枠組み上、個人事業者等自身や事業者、注文者、建築物や機械等の貸与者に措置を求めることが困難な場合にどのような方策が考えられるか。

【各論①】 個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策

《検討会における検討結果の該当箇所》

ア 機械等の安全の確保

- ・ 個人事業者等においても構造規格を具備していない機械等の使用禁止
- ・ 個人事業者自らが持ち込む機械等に係る定期自主検査等の実施を義務化

イ 安全衛生教育の受講、危険有害業務に係る健康診断の受診等

- ・ 危険有害業務に関する特別教育等の修了の実施を義務化
- ・ 特定の危険有害業務に関する健康診断の受診勧奨
- ・ 教育や健康診断に要する経費確保に関する国の周知広報による注文者の理解の促進

ウ 事業者が作業の一部を請負わせる個人事業者等に対して講じる措置への対応

- ・ 事業者が個人事業者等に立入禁止措置等を講じた場合における個人事業者等に対する遵守義務の罰則規定化
- ・ 個人事業者等が事業者から保護具の使用等について周知を受けた場合における周知内容の遵守

※ 上記ウは最高裁判決を踏まえて改正された法第22条関係の省令に基づく措置に関するものに限る。

【各論②】 個人事業者等自身でコントロール不可能な災害リスクへの対策（その１）

《検討会における検討結果の該当箇所》

【注文者（発注者）による措置】（その１）

ア 注文者の責務の範囲の明確化

- ・ 建設工事以外の注文者にも広く、適用されるよう労働安全衛生法第３条第３項（注文者が講ずべき措置）の規定の趣旨の明確化（適用範囲、配慮の内容等）
- ・ 作業場所や作業方法の指定など、注文者の関与の状況を踏まえた具体的措置内容の明確化
- ・ 発注条件が受注者の安全衛生に影響を及ぼす可能性があること、安全衛生経費の必要性に関する意識啓発の実施
- ・ 具体的な作業内容や作業条件等を契約時に明確化することを関係者へ周知等

イ 建設業等における混在作業現場における連絡調整

- ・ 建設業等の元方事業者が実施する統括管理の対象に「個人事業者等」が含まれることの明確化

ウ 建設業等以外の業種の混在作業場所における連絡調整

- ・ 「一の場所」において、他の者により、荷の搬入・搬出作業や機械・設備のメンテナンス作業、建設工事などが混在して行われる場合における連絡調整等の実施

【各論②】 個人事業者等自身でコントロール不可能な災害リスクへの対策（その２）

《検討会における検討結果の該当箇所》

【注文者（発注者）による措置】 （その２）

エ 特定事業の仕事を自ら行う注文者の講ずべき措置（法第31条）

- ・ 注文者が建築物、設備、原材料を作業者に使用させることによる災害リスクは、使用者が労働者であるか否かは関係ないことを踏まえ、特定事業の仕事を自ら行う注文者の講ずべき措置の対象に「個人事業者等」も含まれることを明確化

オ 化学設備の製造等の作業に係る仕事の注文者が講ずべき措置（第31条の２）

- ・ 化学設備等やその内部に存在する化学物質による災害リスクは、作業する者が労働者であるか否かは関係ないことを踏まえ、化学設備の製造等の作業に係る仕事の注文者の講ずべき措置の対象に「個人事業者等」も含まれることを明確化

カ 建設業の特定作業を自ら行う発注者等が講ずべき措置（第31条の３）

- ・ 車両系建設機械等を用いた共同作業による災害リスクは、作業者が労働者であるか否かは関係ないことを踏まえ、建設業の特定作業を自ら行う発注者等が講ずべき措置の対象に「個人事業者等」も含まれることを明確化

【各論②】 個人事業者等自身でコントロール不可能な災害リスクへの対策（その3）

《検討会における検討結果の該当箇所》

【発注者以外の災害リスクを生み出す者等による措置】

ア 機械等貸与者等の講ずべき措置等（法第33条）

- ・ 貸与を受けた機械等による災害リスクは、労働者であるか否かは関係ないことを踏まえ、機械等貸与者等の講ずべき措置の対象に「個人事業者等」も含まれることを明確化
- ・ 「移動式クレーン」等に限定されている対象機械等に、他の危険性が高い機械等を追加するとともに、必要に応じ、当該機械等に関して講ずべき措置を追加

※ 陸上貨物運送事業において、着荷主の事業場においてフォークリフトの貸与を受け、附帯業務として荷役作業を求められるといった実態や災害発生状況等を踏まえ対象機械や講ずべき措置を検討

イ 建築物貸与者の講ずべき措置（法第34条）

- ・ 貸与建築物における災害や健康障害のリスクは建築物の使用者が労働者であるか否かは関係ないことを踏まえ、建築物等貸与者の講ずべき措置の対象に「個人事業者等」も含まれることを明確化
- ・ 「事務所」、「工場」に限定されている対象建築物に、建築物に起因する災害が発生しているものを追加するとともに、必要に応じ、当該建築物に関して講ずべき措置を追加

※ スーパーマーケットのバックヤードや物流センター、倉庫、車庫、駐車場など、陸上貨物運送業における災害発生状況等を踏まえ対象建築物（場所）や講ずべき措置を検討

ウ プラットフォーマー等仕組みを提供する者による措置

- ・ 安衛法第3条第3項（注文者が講ずべき措置）の趣旨の明確化（適用範囲、配慮の内容等）
- ・ 安衛法の既存の枠組みでは捉えきれない課題への対応に関する将来的な検討課題の把握

《検討会における検討結果の該当箇所》

【個人事業者等の業務上の災害の把握方法】

ア 報告対象・報告時期

休業４日以上之死傷災害（脳心・精神事案は別途措置。）について、労働基準監督署に遅滞なく報告

イ 報告主体

- ・ 個人事業者等が死亡した場合等は、「特定注文者」等（※）が労働基準監督署に報告
※ 「特定注文者」とは、「個人事業者等が行う仕事の注文者であって、災害発生場所（事業場等）において業務を行っている者のうち、個人事業者等から見て直近上位のもの」をいう。「特定注文者」が存在しない場合には、災害発生場所（事業場等）を管理する事業者（「災害発生場所管理事業者」という。）が労働基準監督署に報告。
- ・ 個人事業者等が災害発生の事実を伝達・報告することが可能な場合は、「個人事業者等」が「特定注文者」等に報告し、報告を受けた「特定注文者」等が監督署に報告
- ・ 個人事業者等が中小企業経営者や役員である場合は、上記にかかわらず所属企業が監督署に報告
※ 個人事業者等本人や個人事業者等が加入している業種・職種別団体から監督署への情報提供も可能

ウ 報告事項

- ・ 発生場所、災害発生日時、被災者に関する情報（氏名、年齢、性別、業種等）、報告者に関する情報、被災程度、災害の概要・原因など

エ その他

- ・ 個人事業者等が「特定注文者」等に報告したことを理由とする特定注文者等による不利益取扱いの禁止
- ・ 脳・心臓疾患及び精神障害に関しては、災害報告とは別に、個人事業者等自身が労働基準監督署に報告できる（報告事項には、上記ウに加え、「発症と関連のある情報」も含む。）

《検討会における検討結果の該当箇所》

【労働基準監督署への申告等】

ア 個人事業者等による労働基準監督署等への申告について

- ・ 個人事業者等が就業する場所や請け負った作業に関し、労働安全衛生関係法令に違反する事実がある場合については、都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に対して申告して是正のため必要な措置をとるよう求めることができるようにする
- ・ 個人事業者等が申告をしたことを理由とする不利益取扱いの禁止

イ 相談窓口

- ・ 個人事業者等の労働災害を防止するための相談窓口について、利用者がワンストップで利用できるよう、既存のチャンネルを活用し、効果的・効率的なものとする

ウ 業種・職種別団体等の活用等、各種情報の共有

- ・ ①安全衛生に関する事項についての発注者側との協議、②業務上の災害を防止するために必要な事項や健康管理についての情報提供や教育サービスの提供、③個人事業者等に対する健康診断やストレスチェック等に関する支援、④個人事業者等による業務上の災害の把握など、個人事業者等の安全衛生向上に資する取組に業種・職種別の団体や仲介業者、個人事業者が就業する地域の自治体などが関与するよう働きかけることにより取組を促進し、国がそのような取組を必要に応じて支援
- ・ 国が個人事業者を支援する団体等の活動を支援するとともに、優良な取組を行う団体に対する表彰等のインセンティブ付与についても検討（団体等がない業界については、業界団体等の形成を促すための取組を推進）
- ・ 国は、団体等に対する支援のほか、個人事業者等の健康管理を支援するため、個人事業者等も含めた関係者に対する周知広報のほか、各種ツールの提供、産業保健総合支援センターや地域産業保健センターを通じた情報発信、支援を実施